

## 宮城県の洪水警報・注意報の基準変更等について

令和4年5月26日(木)に、以下のとおり宮城県の洪水警報・注意報の基準変更等を行います。

- 1 洪水警報・注意報基準の変更  
対象: 仙台市西部、大崎市東部、名取市、角田市、栗原市東部、登米市、丸森町、加美町、柴田町、大和町東部  
詳細: 別紙1
- 2 大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・注意報の除外格子設定  
対象: 県内全市町村  
(ただし、多賀城市、松島町、大和町東部、大河原町、柴田町、栗原市東部を除く)  
詳細: 別紙2
- 3 変更日時  
令和4年5月26日(木)13時
- 4 補足  
変更後の洪水警報・注意報の発表基準は、令和4年5月26日(木)13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の判定結果にも反映します。
  - (1) 警報・注意報発表基準一覧表(宮城県)  
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/miyagi.html>
  - (2) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問い合わせ先: 仙台管区気象台気象防災部予報課 水害対策気象官 小沢  
電話 022-297-8252

### ＜洪水警報・注意報基準の変更内容＞

		単独基準											
		新基準						現行基準					
		警報基準(Ⅲ)		警報基準(Ⅱ)		注意報基準(Ⅰ)		警報基準(Ⅲ)		警報基準(Ⅱ)		注意報基準(Ⅰ)	
二次細分区域名	河川名	流域雨量 指数	表面雨量 指数										
仙台市西部	七北田川	24.2		22		15.4							
大崎市東部	美女川	10.2		9.3		7.4		7.9		7.2		6.3	
大崎市東部	萱刈川	13.5		12.3		9.8		27.7		25.2		20.1	
大崎市東部	透川	7.3		6.6		5.2							
丸森町	内川	25.3		19.6		15.6		25.3		22.9		18.3	
加美町	鳴瀬川	39.1		34		20.1		37.4		34		20.5	
角田市	半田川	7.8		7.1		5.6							
角田市	雑魚橋川	11.9		9.7		7.8							
登米市	鱒淵川	10		9.1		7.2							
栗原市東部	照越川	6.3		5.7		4.5							
栗原市東部	熊谷川	4.5		4.1		3.2							

		複合基準									
		新基準					現行基準				
		警報基準(Ⅱ)		注意報基準(Ⅰ)			警報基準(Ⅱ)		注意報基準(Ⅰ)		
二次細分区域名	河川名	流域雨量 指数	表面雨量 指数								
大崎市東部	萱刈川			9.7	5					20.1	5
栗原市東部	萱刈川			6.3	5						
丸森町	新川	9.2	6	7.3	6						
柴田町	阿武隈川	67.1	8	51.3	5						
大和町東部	竹林川	15.7	6	14.1	6					14.1	6
大和町東部	善川	16	6	12.8	5						
名取市	川内沢川	12	5	8.6	5	12	5	8.6	6		

 変更箇所

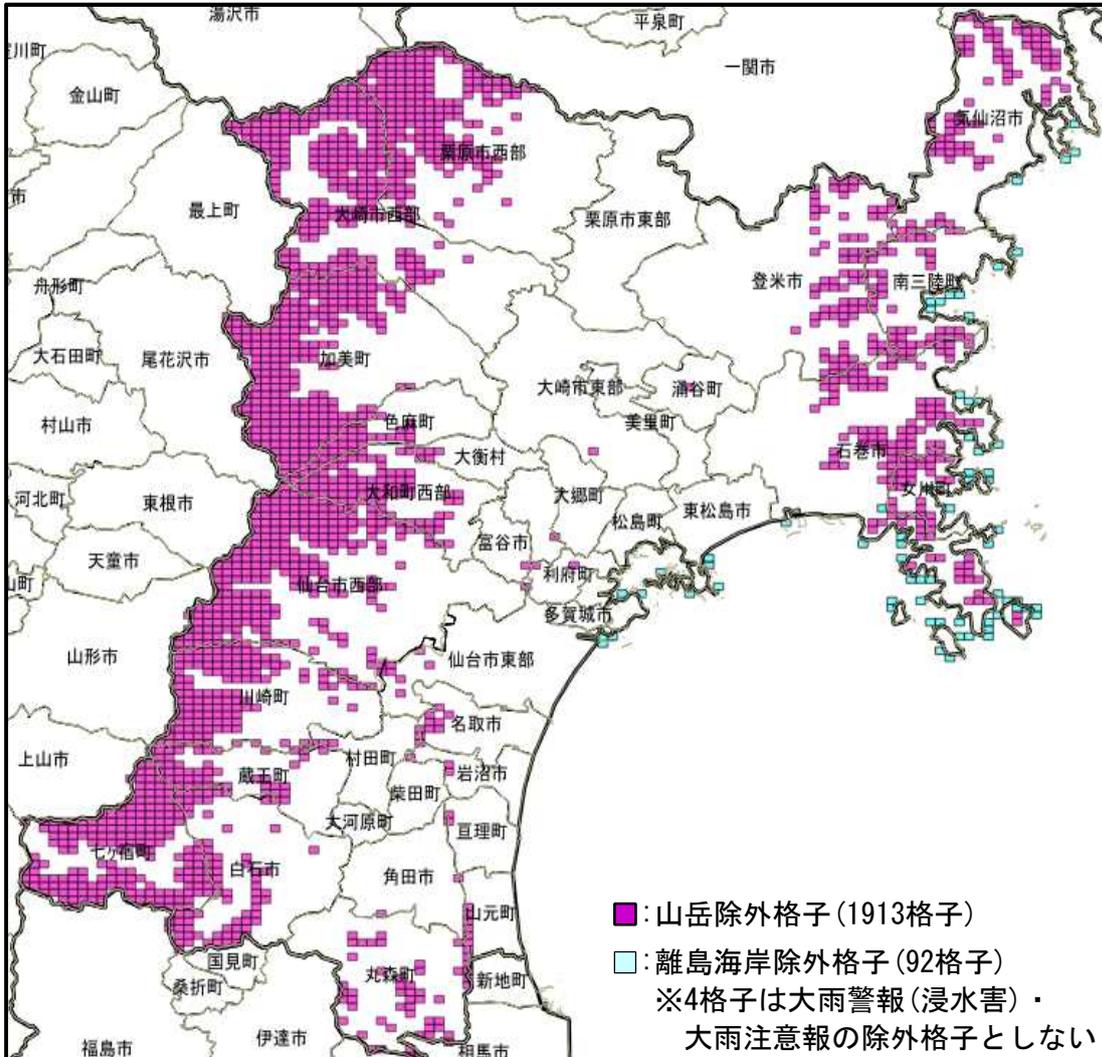
#### 単独基準

河川の外水氾濫を対象として、流域雨量指数単独で定めた基準値。

#### 複合基準

湛水型の内水氾濫を対象として、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせにより定めた基準値。

＜大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・注意報の除外格子設定＞



【除外格子:大雨警報(浸水害)・洪水警報等の発表対象から除く格子】

山岳除外格子

国土数値情報「1kmメッシュ別将来推計人口」と「土地利用3次メッシュデータ」をもとに「人口0人かつ土地利用の種別が「森林」「荒地」「河川湖沼」となる格子を抽出し、除外格子とする。この格子においては、大雨警報(浸水害)と洪水警報は発表しないが、大雨注意報・洪水注意報は発表する。

離島海岸除外格子

災害の素因が一切存在しない格子(河川(沢や水路、かれ川を含む)、建物、道路、農地のいずれもない格子)を抽出し、離島海岸除外格子とする。この格子においては、大雨警報(浸水害)・洪水警報、大雨注意報・洪水注意報はいずれも発表しない。ただし、仙台市東部(3格子)と七ヶ浜町(1格子)は、建物(発電所施設)があるため大雨警報(浸水害)・大雨注意報は発表するが、河川がないため洪水警報・洪水注意報は発表しない。